

介護職をめざす皆さんへ

社会福祉法人県民厚生会

(きらら藤枝・富士・浜松)

法人概要＜組織沿革＞

- 平成 17 年 12 月 28 日 法人設立認可（平成 18 年 1 月 6 日登記）
- 平成 18 年 10 月 24 日 「特別養護老人ホームきらら藤枝」開始
「きらら藤枝ショートステイ」開始
- 平成 18 年 12 月 1 日 「きらら藤枝ケアプランセンター」開始
- 平成 19 年 6 月 1 日 「きらら藤枝デイサービスセンター」開始
- 平成 12 年 7 月 1 日 「グループホームきらら富士」開始
- 平成 13 年 1 月 1 日 「きらら富士ケアプランセンター」開始
- 平成 13 年 2 月 1 日 「きらら富士デイサービスセンター」開始
「きらら富士ヘルパーセンター」開始
- 平成 15 年 1 月 1 日 「きらら浜松ケアプランセンター」開始
「きらら浜松ヘルパーセンター」開始
- 平成 15 年 3 月 1 日 「グループホームきらら浜松」開始
「きらら浜松デイサービスセンター」開始
- 平成 20 年 1 月 1 日 きらら富士・きらら浜松 県民厚生会より事業移管
- 平成 29 年 1 月 1 日 「きらら浜松ショートステイ」開始
「きらら浜松機能訓練型デイサービス」開始
- 令和 3 年 7 月 1 日 「きらら富士障害福祉サービスヘルパーセンター」開始



きらら富士

〒417-0808 静岡県富士市一色 258-47

TEL.0545-23-1600

FAX.0545-23-1666



きらら藤枝

〒426-0009 藤枝市八幡 198

TEL.054-646-6766

FAX.054-646-6755



社会福祉法人県民厚生会

〒426-0009 藤枝市八幡 198
TEL.054-646-6766
FAX.054-646-6755

きららホームページ

<http://www.kenminkouseikai.net/>



きらら浜松

〒430-0855 浜松市南区楊子町 218

TEL.053-443-2730

FAX.053-443-2740

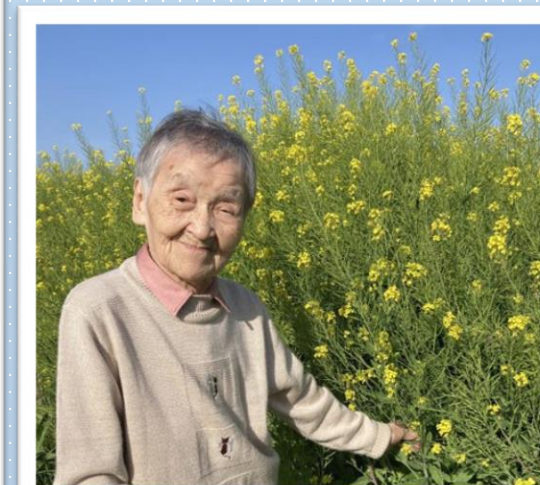


きらら浜松西館

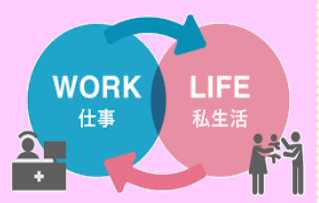
〒430-0855 浜松市南区楊子町 139

TEL.053-443-2500

FAX.053-443-2504



★ワークライフバランスの充実をめざしています！

- 年間休日（公休日）120 日。
 - 年次有給休暇の時間単位取得（40 時間分）。
 - 育児（介護）休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務制度。
 - その他、「特別有給休暇制度」。
 - 有給消化 5 日実施しています。
- ※育児休職取得率は100%！！男性も取得しています！！

★理念を実践できる職員を育成します！

- 公的資格取得援助制度で「介護福祉士」の取得をサポートします。
- 法定研修の受講はもちろん、人事考課（面接）で必要な教育を把握します。
- OJT（職場内研修）、OFFJT（施設内集合研修）、外部研修への積極派遣。

公的資格取得制度（SDS）に関するポイント

（目的）

「県民厚生会キャリアアップ制度（人材育成制度）」の一環として制度化する「公的資格取得制度（SDS）」の制度内容・実施方法を定め、自己啓発（SD）による公的資格の取得を奨励し、その取得促進を図る事を目的とする。

（制度内容）

（1）研修受講の補助

ア．初任者研修（旧ヘルパー2 級）受講料（入学料を含む）の援助。

対象者：同研修の受講を終了して研修先の終了証明書を提出した職員。

援助金額：受講料のうち、30,000 円を支給する。

イ．実務者研修受講料（入学料を含む）の補助

対象者同研修の受講を終了して研修先の終了証明書を提出した職員。

援助金額：受講料のうち、50,000 円を支給する。

（2）公的資格取得費用等の援助（合格祝金）

対象者：介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員の資格を取得した職員。

援助金額：10,000 円とする

わたしたちは、理念の実践をすべてに優先させます。

わたしたちは、理念を実践できる職員をめざします。

理念

「きらら」とは「心の通う憩いの場」

わたしたちは、輝かしく過ごされたご利用者様の半生に深い尊敬と共感の心をお伝えしたいと願いそのために、どんな時もきらきら輝く笑顔があふれている施設を目指す。それが私たち県民厚生会「きらら」全職員が共有する使命です。

※「きらら」とはオーストラリアの原住民「アボリジニ」の言葉で、「心の通う憩いの場」という意味です。

★地域活動

きらら祭り



地域清掃



買い物支援事業

介護予防体操教室



★職員の健康管理の充実を目指しています！

- 法定健診（深夜業含む）の実施。
- ストレスチェック（WEB）の実施。
- 定期的なメンタルヘルス研修。
- 産業医による個別相談。
- 「ハラスメント」の撲滅。
- 「外部ハラスメント」リスクへの対策（マニュアル策定）と発生時の迅速な対応。

ハラスメントは職員の有効な能力発揮を妨げ、また法人・施設にとっても職場内秩序や常務遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

きららは以下のハラスメントを許しません!!

- パワーハラスメント
- セクシュアルハラスメント
- 妊娠、出産、育児休業、介護休業に関するハラスメント

※ハラスメント相談窓口も設けており、職員の尊厳を守る制度が確立されています。

各種手当の充実で役職者・資格保持者・夜勤従事者を優遇します。

- 介護福祉士12,000円、実務者研修5,000円、初任者研修2,000円など、保有資格に対して資格手当を支給します。
- 主任手当25,000円、リーダー手当15,000円など、キャリアアップで処遇（役職手当）を着実に引き上げ。
- 夜勤手当を充実。16時間夜勤・1回9,000円。
- 賞与は生活保障分（夏・冬）。
- 処遇改善手当あり（月例賃金（介護職25,000円など・期末手当）。

※年間3.0ヶ月平均実績